

第1章 感染症版BCPの目的と留意事項

1. 本手引きの位置付け

感染症版BCPの内容は、医療機関の規模や診療科、設置されている地域の状況などによって異なるため、自医療機関に応じた感染症版BCPを策定する必要がある。特に、感染症の発生時・まん延時においても、各医療機関がそれぞれの役割に応じて継続的に診療を提供する体制を整えるためには、平時から設備や備品の整備、人材育成、訓練等の実施が重要となる。

本手引きは、医療機関における感染症版BCP策定のポイントを示すことで個々の医療機関それぞれにおいて感染症版BCPを策定できることを目的としている。

2. 感染症版BCPとは

医療機関が策定する業務継続計画(BCP)の目的は、「医療サービスの提供継続」によって、「患者の健康・命を守る」とともに「職員の安全確保」を達成することである。

本手引きにおいては、地震や水害などの自然災害の発生時における業務継続計画を「災害版BCP」、感染症の流行発生時における業務継続計画を「感染症版BCP」と呼ぶ¹。

なお、感染予防とクラスターの防止を主たる目的とする「感染防止マニュアル」は、BCPと重なる部分もあるが、BCPの一部として位置付けられるものであり、研修や訓練を一体的に行うことで、より効果を高めることができる。

¹ 以下、本手引きでは、感染症版BCPのことを「BCP」と表記する。

3. BCP策定における留意事項

(1)医療機関の役割に応じたBCP策定

BCPは法律などにより記載項目が規定されているわけではないため、記載する項目内容については基本的には医療機関ごとの実態に合わせ、柔軟に定めてよい。本手引きでは、各項目の例を記載するが、全てを網羅する必要はなく、医療機関の規模や診療科、職員体制の実態に応じて追記することも可能である。

(2)機関内の体制づくり

BCPは、自医療機関の様々な職種、部門が関わる計画である。そのため、策定にあたっては、部門横断で検討チームを立ち上げ検討することが望ましい。

BCPは、感染予防とクラスター防止を目的とする「感染防止マニュアル」とは異なり、どのように事業を継続していくかという「事業継続計画」である。そのため感染管理の担当者だけでなく、総務部門や人事部門も含めて検討することが必要である。

(3)BCPへの意識醸成

策定されたBCPを職員一人ひとりが感染症発生時に備えて、平時から把握しておく必要がある。「第3章2. 平時対応 (7)研修・訓練の実施」(18 ページ)にあるように、平時から各部門の職員による定期的な研修・訓練を行いながら、職員に「自分ごと」として捉えてもらう工夫が必要である。

モデル医療機関では、BCPに係る「職員アンケート」を実施する中で、職員の意識がどのように変化していくのかを把握していく取組を行った例もあった。

4. 令和6年度策定支援医療機関の概要

本手引きは、令和6年度に札幌市が実施した「医療機関等における感染症版BCP策定促進業務」において、市内の5つのモデル医療機関に対して実施した「『感染症版BCP』の策定支援」の成果を踏まえ整理を行った。

モデル医療機関は、応募のあった医療機関から規模や診療科などを考慮し、選定を行った。5つの医療機関は図表1のとおりである。

図表1 感染症版BCP策定支援を行った医療機関一覧

機関名	分類	診療科目	病床数	特徴
医療機関A	病院	内科、外科、婦人科、眼科、耳鼻咽喉科 など	200床以上	総合病院
医療機関B	病院	内科、外科、婦人科、眼科、耳鼻咽喉科 など	400床以上	総合病院
医療機関C	有床診療所	泌尿器科	19床以下	夜間透析実施
医療機関D	無床診療所	内科、緩和ケア内科	—	在宅診療実施
医療機関E	無床診療所	アレルギー科、小児科	—	小児専門